

から、3年4月に、2事業に係る交付対象事業費を計1,443,296,106円(国庫補助金相当額1,262,879,000円)とするなどの完了実績報告書を岩手県に提出し、同県の審査を経て額の確定を受けていた。

しかし、同村は、交付対象事業費の算定に当たり、住宅団地の分譲収入計94,238,255円を控除することを失念していたため、交付対象事業費を過大に算定していた。

したがって、事業費から住宅団地の分譲収入を控除して適正な交付対象事業費を算定すると、計1,349,057,851円となることから、前記の交付対象事業費1,443,296,106円との差額94,238,255円が過大となっていて、これに係る復興交付金相当額82,459,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において事業費から住宅団地の分譲収入を控除することについての確認が十分でなかったこと、岩手県において完了実績報告書の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲72ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

表土掘削の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,823,627円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(234) 埼玉県	埼玉県	防災・安全交付金(その他総合的な治水)	3, 4	132,960 (127,960)	63,980	3,789 (3,647)	1,823

埼玉県は、さいたま市岩槻区大字大野島地内の一級河川元荒川において、浸食を受けた法面を保護するなどのために、河川土工、法覆護岸工等を実施している。このうち、河川土工は、法面整形工、表土掘削工等を行うものであり、表土掘削工は、表土掘削及び土砂等運搬処分を行うものである。

同県は、当初、現場内で発生した掘削土については現場内等で盛土等に利用することを想定していたが、工事に着手したところ、表土部分の掘削土に雑草の根等が混ざっていて現場内等で利用できないことが判明するなどしたことから、設計変更を行って、表土を掘削して処分するなどの表土掘削工を追加するなどした。そして、変更後の設計金額148,716,700円に、当初の予定価格に対する契約金額の割合である落札率を乗ずるなどして算定した額132,960,300円により変更契約を締結していた。

同県は、表土掘削に係る掘削土量の設計数量について、3,110m³と算出していた。

しかし、この数値は表土掘削を行う箇所の面積の数量として算出した数値であり、掘削土量としては面積に厚さを乗ずるなどして算出した体積の数量である780m³を用いるべきであった。

このため、表土掘削に係る掘削土量の設計数量は、適正な設計数量780m³に対して2,330m³過大となっていた。

したがって、適正な掘削土量の設計数量に基づいて本件工事費を修正計算すると129,170,529円となることから、本件契約額132,960,300円はこれに比べて3,789,771円(交付対象事業費3,647,255円)割高となっており、これに係る交付金相当額1,823,627円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、設計変更に当たり、表土掘削に係る掘削土量の設計数量の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 90,864,930 円
 航空機等購入費補助金により取得した航空機について、国の承認を受けずに、補助対象路線以外の路線で運航し、当該運航等に伴い納付すべき国庫補助金相当額を国に納付していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 90,864,930 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(235) 国土交通 本省	日本エア コ ミュ ー タ ー 株 式 有 限 公 司	地域公共 交 通 維 持・活 性 化 推 進	29	3,271,433 (3,271,433)	1,472,145	201,922 (201,922)	90,864

日本エアコミューター株式会社は、離島における住民の福祉の向上等のために、航空機1機(以下「本件航空機」という。)及び予備部品等を、3,271,433,600 円(補助対象事業費同額。国庫補助金交付額 1,472,145,000 円)で購入している。本件航空機が就航する航空路線は、補助金の交付がなかった場合、事業が完了する平成 29 年度以降の 3 年間の各事業年度において経常損失が生ずることが見込まれる離島に係る航空路線であることなどが条件となっている(以下、当該条件に該当する航空路線を「補助対象路線」という。)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条の規定等によれば、補助事業者は、当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けないで、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用するなどしてはならないこととされている。

一方、国土交通省は、「離島航空路線に係る機体補助対象航空機の目的外使用に関する審査要領」(平成 15 年国空事第 473 号。以下「審査要領」という。)において、補助事業者が行うことができる補助対象路線以外の路線における補助対象航空機の使用(以下「目的外使用」という。)に関する基準を次のとおり定めている。

- ① 補助事業者が、補助対象路線の運航の前後の時間帯において目的外使用する場合、その他目的外使用を実施させることが適当と認められる場合
- ② 補助事業者の保有する補助対象航空機以外の機材における予定外の機体整備、気象事由等により補助対象路線以外の路線に遅延等が生ずるおそれが認められる場合に一時的に運航する場合(以下「機材繰り運航」という。)

そして、審査要領によれば、国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者から目的外使用に係る申請があった場合には、目的外使用に供される運航時間の合計が、月間において補助対象路線の運航時間の合計を上回らないことなどの要件を満たす場合に限り、これを認めることとされている。ただし、②の機材繰り運航の実施により目的外使用に供される運航時間の合計が、月間において補助対象路線の運航時間の合計を上回ることとなる場合には、その上回った運航時間に相当する国庫補助金相当額を国に納付することを条件に目的外使用を承認することができることとされている。

同社は、本件航空機について、29 年 10 月から令和 5 年 6 月までの間、補助対象路線である 12 路線